

大和市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第6号

大和市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

大和市文化財保護条例施行規則（昭和53年大和市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（第1号様式）」を削る。

第3条第1項中「（第2号様式）」を削り、同条第2項中「（第3号様式）」を削る。

第4条中「（第4号様式）」を削る。

第5条中「（第5号様式）」を削る。

第6条中「（第6号様式）」を削る。

第7条第1項中「（第7号様式）」を削り、同条第2項中「（第8号様式）」を削る。

第8条中「教育長」を「教育委員会」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（様式）

第8条 この規則の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

## 別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	指定重要文化財等申請書	第2条
第2号様式	指定重要文化財等指定書	第3条
第3号様式	指定重要文化財等指定書再交付申請書	第3条
第4号様式	指定重要文化財等解除通知書	第4条
第5号様式	指定重要文化財等所有者等変更届	第5条
第6号様式	指定重要文化財等滅失等届	第6条
第7号様式	指定重要文化財等現状変更移転等承認申請書	第7条
第8号様式	指定重要文化財等現状変更移転等通知書	第7条

第1号様式から第8号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。